(ﾛ)　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

プラン名	最大日数	軽自動車等	普通車
上越発着富山県周遊コース（観光施設提携型）	２日間	2,600円	3,200円
	３日間	3,300円	4,100円
中越発着富山県周遊コース（観光施設提携型）	２日間	3,900円	4,900円
	３日間	4,600円	5,700円
下越発着富山県周遊コース（観光施設提携型）	２日間	4,900円	6,100円
	３日間	5,400円	6,800円

(ﾊ)　実施する期間

平成29年７月５日から同年８月10日まで及び平成29年８月17日から同年11月30日まで（ただし、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める日を除く）。

(ﾆ)　適用区間

(a)　発着エリア

イ　上越エリア

上信越自動車道の上越高田インターチェンジから上越ジャンクションまで及び北陸自動車道の上越インターチェンジから上越ジャンクションまでの区間。

ロ　中越エリア

北陸自動車道の長岡北スマートインターチェンジから長岡インターチェンジまでの区間。

ハ　下越エリア

北陸自動車道の新潟西インターチェンジから三条燕インターチェンジまでの区間。

(b)　周遊エリア

中日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の黒部インターチェンジから富山インターチェンジまでの区間。

(ﾎ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第７号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．(3)⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 29 年６月 29 日

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　宮池　克人

１．企画割引「新潟観光ドライブパス」

(1)　割引をする自動車

(3)①に定める期間のうち連続する最大３日間又は(3)②に定める期間のうち連続する最大４日間に、(4)に定めるＡインターチェンジ、Ｂインターチェンジ又はＣインターチェンジからＤインターチェンジまで往復して通行（以下「往復型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（中日本高速道路株式会社及び東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

(2)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

		最大日数	料金の合計額	
			軽自動車等	普通車
往復型	Ａインターチェンジからｄインターチェンジまでの往復	３日間	7,600円	9,500円
		４日間	8,400円	10,500円
	Ｂインターチェンジからｄインターチェンジまでの往復	３日間	6,000円	7,600円
		４日間	6,800円	8,500円
	Ｃインターチェンジからｄインターチェンジまでの往復	３日間	4,700円	5,900円
		４日間	5,200円	6,600円

(3)　実施する期間

①　３日間往復プラン

平成29年６月30日から同年８月９日まで及び平成29年８月16日から同年12月４日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成29年７月18日、同年９月19日、同年10月10日、同年11月２日、同年11月22日及び平成29年11月23日。

②　４日間往復プラン

平成29年６月30日から同年８月９日まで及び平成29年８月16日から同年12月４日までの間。

(4)　適用区間

Ａインターチェンジ	北陸自動車道の白山インターチェンジから福井インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Ｂインターチェンジ	北陸自動車道の小杉インターチェンジから金沢西インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Ｃインターチェンジ	北陸自動車道の黒部インターチェンジから富山西インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
ｄインターチェンジ	東日本高速道路株式会社が管理する東北横断自動車道いわき新潟線の新潟中央ジャンクションから新潟中央インターチェンジまで、関越自動車道上越線の上越高田インターチェンジから上越ジャンクションまで及び北陸自動車道の新潟亀田インターチェンジから上越ジャンクションまでの間の各インターチェンジ。